

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 5 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 43 号

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例

岩手県議会委員会条例（昭和 31 年岩手県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 商工文教委員会 委員10人以内</p> <p>商工労働観光部の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項、<u>総合雇用対策局の分掌に属する事項並びに教育委員会及び労働委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 商工文教委員会 委員10人以内</p> <p>商工労働観光部の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項並びに教育委員会及び労働委員会の所管に属する事項</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。